○経済産業省告示第百八十四号

国 際 相互承認に係る容器保安規則 (平成二十八年経済産業省令第八十二号) の規定に基づき、 国際相 五承

認 12 係る容器保安規則に基づき容器 の規格等 0 細目、 容器再検査の方法等を定める告示を次のように定め

る。

平成二十八年六月三十日

経済産業大臣 林 幹雄

玉 .際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、 容器再検査 の方法等を定める告示

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用 語は、 国際 相互承認に係る容器保安規則 (平成二十八年経済産業省令

第八十二号。以下「規則」という。) において使用する用語の例によるほか、 次の各号に定めるところに

よる。

フープラップ容器 ライナーに、 フープ巻(ライナー 胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法を

いう。)のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた容器

最高充填 圧力 燃料 の充塡中にその容器に か かるガスの圧力のうち最高のものの数値であって、

に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値

公 称使 用 圧 力 温 度 十五 度に お 7 7 容器 に 圧 縮 水 素を完全に充塡 L て使用するときの動 作特性 を表

基準となる圧力の数値

四 耐圧試験圧力 最高充塡圧力の五分の六倍の圧力の

五. 試 験 \mathcal{O} サ 1 ク ル \mathcal{O} 口 数 協定規則による初期 が 圧 力サ イクル試験にお いて寿命の基準値とするために

数値

使用した回数

六 充 塡 可 能 期 限 年 月 容器を製造 し た月 (容器 \mathcal{O} 製 **企造過** 程で行わ れ た耐 圧試: 験 いに合格が した月をいう。)

の前月から起算して十五年を経過した月

七 容器 \mathcal{O} 型式 容器は、 次に掲 げる事 項の いずれにも該当する範囲の ものを一 型式とする。

イ 容器 は、 同 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 材料 (容器製造業者が 保 証 する引張 強さ、 耐 力及 び 伸 C 率 の値 (容器製造業

者 が 有 限 要素法そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 適 切 な 解析方法 によって、 容器 \mathcal{O} 耐 圧 部 分が 耐 圧 試 験 中 及び 使 用 中 に 降 伏 を

起こさないことを確 認 L た値とする。 等が 同 一であることを含む。 を用 V , 同 0) 製 造 方法 によ

って同一の容器製造所において製造されたものであること。

口 胴部 の外径の変更が 十パーセント未満であること。ただし、 設計上、荷重を分担する容器壁面 の構

成 材料に働く応力が同 又はそれ以下の場合に限るものとする。ここで、 「胴部の外径」 とは、 繊維

、樹脂及び保護層を含む外径をいう。

全長の変更が、 五十パーセント以下で、かつ、内容積の変更が三十パーセント未満のものであるこ

と。

二 プラスチックライナー製容器以外の容器にあっては、 端部の形状及び寸法に変更 (ロに適合する変

更に係るものを除く。)がないこと。

ホ プラスチックライナー製容器にあっては、 ボスの材料、 数、 外径及び露出部以外の形状並びに寸法

<u>П</u> に適合する変更に係るものを除く。)が同一であって、ボスに働く応力が同一又はそれ以下であ

ること。

へ 公称使用圧力が同一であること。

ト 容器に装置する安全弁の数が減少しないものであること。

チ 容器に装置する安全弁の内部主要寸法 (ガス放出通路を除く。)及び作動温度が同一であること。

IJ 容器 に装置する安全弁の作動時のガス放出 通路 面 積が減少しない ものであること。

ヌ 容器 に装置する安全弁がバ ルブと一体となっている場合にはその全体 の質 量 $\overline{\mathcal{O}}$ 増 加 又は安全弁が単

体 で装! 置 されている場合にはその 質 量 \mathcal{O} 増 加 が、 三十パーセント 以下 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} であること。

八 附 属 品品 0 型式 附属品 は、 次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものを一 型式とする。

1 同一の附属品製造所において製造された同 一の構造 (容器取付部のねじ及び充填口のねじに係る部

分は除く。)のものであること。

口 本体 の材 料 が 同 <u>ー</u> 化学成分及び)機械的 性質の ものであること。

耐圧試験圧力が高くならないこと。

(容器の試験等)

規則第五条第一項第二号の告示で定める試験は、 次条から第八条までに定めるものとする。

(容器の設計検査)

第三条 容器 は、 容器の型式ごとに、 次項及び第三項によって設計検査を行い、 これに合格しなければなら

ない。

2 前 項の 設計検査は、 必要な寸法を記載した構造図及び材料証明書によって行うものとする。

3 第 項 \mathcal{O} 設 計検査 は、 当該 容器 の設計に お け る材料が が 規則第三条第一 項第一号で定める製造の方法 の基

準に適合するものを合格とする。

(初期破裂試験)

第四 _ 条 容器は、 容器の型式ごとに、 協定規則第百三十四号 5.1.1.に定める初期破裂試験を行い、 これに合

格しなければならない。

(初期常温圧力サイクル試験)

第五 条 容器 は、 容器 の型式ごとに、 協定規則第百三十四号 5.1.2.に定める初期常温圧力サイクル試験を行

い、これに合格しなければならない。

(耐久性能試験)

第六条 容器 は 容器 の型式ごとに、 協定規則第百三十四号 5.2.に定める耐久性能試験を行 これに合格

しなければならない。

(連続ガス圧力試験)

第七条 容器 は、 容器の型式ごとに、 協定規則第百三十四号 5.3.に定める連続ガス圧力試験を行い、 これに

合格しなければならない。

(火炎暴露試験)

第八条 容器は、 容器の型式ごとに、 協定規則第百三十四号 5.4.に定める火炎暴露試験を行い、これに合格

しなければならない。

(ガスの制限等)

第九条 規則第五条第一項第四号の告示で定める基準は、 次の各号に掲げるものとする。

容器に充塡する水素ガスは、 国 際 標準 化機 構 が 定めた規格 ISO 一四六八七一二 (二〇一二) 及び

SAE - J 二七一九 (二〇一一年九月改訂版) に適合するものであること。

二 公称使用圧力が七十メガパスカル以下であること。

(経済産業大臣が定める国)

第十条 規則第五条第二項及び第十 一条第二項の経済産業大臣が告示で定める国 は、 ドイン -ツ連 ご邦共和1 国 フ

ラン ス 共 和 国 イタリア 共 和 国 オランダ王 国 スウ エ ーデン王 国、 べ ル ギー 王 国 ハン ガ IJ ĺ チ 工 コ

共 和 国 スペ イン、 セ ル F, T 共 和 玉 グレ 1 ブ リテン及び 北 ア 1 ルランド 連合王 国 才 ス } リア 共 和

国 ル ク セ ンブ ル ク大 公 玉 ス 1 ス 連 邦 1 ル ウ エ 王 国 フ イ ンラン F 共 和 玉 デン マ] ク 王 玉 ル]

7 ニア、 ポ ・ランド 共 和 国 ポ ル 1 ガ ル 共 和 玉 口 シ ァ 連邦、 ギリシ ヤ 共 和 国 アイルランド、 ク 口 アチ

ア 共 和 国、 ス 口 ベ ニア 共 和 国 ス 口 バ 丰 T 共 和 国 べ ラル ーシ 共 和 玉 工 スト ・ニア共 和 国 ボ ス ニア ^

ル ツ エ ゴ ピ ナ、 ラトビア 共 和 国 ブ ル ガ リア 共 和 国 カザ フス タン共 和 玉 IJ 1 アニア 共 和 玉 1 ル コ 共

和 玉 アゼ ル バ イジ ヤ ン 共 和 玉 7 ケ K ニア 旧 ユ ゴ スラビ ア 共 和 玉 欧 州 連 合 才 ス 1 ラ IJ Ź 連 邦

ウ 南アフ IJ 力 共 和 国 = ユ ジ] ラン ド 丰 プ 口 ス 共 和 玉 7 ル タ 共 和 玉 大 韓 民 玉 7 レ

シア、 タイ 王 国 ア ル バ ニア 共 和 玉 干 ンテネグロ、 サン マリノ 共 和 国 チ ユ = ジア共 和 国 ジ 日 ジア

及びエジプト・アラブ共和国とする。

(表示の方式)

第十一 条 規則第七条第 一項第二号の告示で定める方式は、 次の各号に掲げるものとする。

自 動車に装置した容器にあっては、 はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の

見やすい箇所へ貼付すること。

自動 車 に 装置 L た容器にあっては、 はが れるおそれ \mathcal{O} ない様式第二に定める車載容器 覧証票を車両

表面の見やすい箇所へ貼付すること。

はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票を燃料

充塡口近傍へ貼付すること。

自動車

に装置した容器にあっては、

(附属品の試験等)

第十二条 規則第十一 条第一 項第二号の告示で定める試験は、 次条から第十五条までに定めるものとする。

(附属品の設計検査)

第十三条 附 属 品は、 附 属品の型式ごとに、次項及び第三項によって設計検査を行い、 これに合格しなけれ

ばならない。

2 前 項 \mathcal{O} 設 計 検査は、 必要な寸法を記載 l た構 造図及び材料証明書によって行うものとする。

3 第 項の 設 計検査 は、 当該附 属 品品 0 設計における材料が規則第十一条第一項第一号の基準に適合するも

のを合格とする。

(安全弁の適格性確認試験)

第十四条 安全弁は、 附属 品の型式ごとに、 協定規則第百三十四号 6.1.に定める安全弁の適格性確認試験を

行い、これに合格しなければならない。

(バルブ等の適格性確認試験)

第十五条 バルブ及び逆止弁は、 附属品の型式ごとに、 協定規則第百三十四号 6.2.に定めるバルブ等の適格

性確認試験を行い、これに合格しなければならない。

(容器再検査の方法)

第十六条 規則第十六条第一 項の告示で定める容器再検査の方法は、 次条及び第十八条に定めるものとす

る。

(容器の外観検査)

第十七条 容器 \mathcal{O} 外観検査 は、 次の各号に従って行うものとする。 この場合、 検査は、 容器を自動車に装置

したままの状態で行うことができるものとする。

容器は、 石はね等の外的要因による傷、 腐食等が発生するおそれのある部分の埃等を除去し、か

つ、

塗膜に割 れ、 剥離、 膨 れ等がある場合は、 当該箇所の塗膜を除去したものとし、 次のイからハまでに定

めるところにより外観 検査を行 V) これに合格すること。

1 フープラップ容器のライナ \mathcal{O} 外部 切 ŋ 傷等及び外部腐 食 外 部切 り 傷等 回 [痕を除る 凹痕

又は外部腐食のうち二以上が同じ場所にある場合のものを除く。)については、

次の表

の上欄に

に

· 掲 げ

る外部切り傷等の区分及び同表下欄における外部腐食の区分に関して、 それぞれ同表の合格に該当す

る場合を合格とする。

	外部切り傷等の区分		符	
る場合	下の腐食があ	合リメートル以	腐食がない場 深さ〇・五ミ	外部腐命
ートル以下の 場合	超え一ミリメ	リメートルを ートルを超え	深さ○・五ミ	部腐食の区分

			合の食がある場	
外部切り傷等がない場合	合格	合格	合格	不合格
の一以下のものがある場合の深さが容器製造時肉厚の八分外部切り傷等(凹痕を除く。)	合格	合格	不合格	不合格
が四箇所以下ある場合の一を超え五分の一以下のものの深さが容器製造時肉厚の八分外部切り傷等(凹痕を除く。)	合 格	合格	不 合 格	不 合 格
が五箇所以上ある場合の深さが容器製造時肉厚の八分外部切り傷等(凹痕を除く。)	不 合 格	不合格	不合格	不 合 格

口 (p) (1) 凹痕 下の 凹痕 外部切り傷等 1 超えるものがある場合 の一を超えるものがある場合 \mathcal{O} 深さが容器製造時 外部切り傷等 \mathcal{O} もとの金属表面がわからず外部切り傷等又は腐食深さの測定が 規定に ŧ の深さが五ミリメ の深さが五ミリメー のがある場合 か かわらず、 (凹痕を除く。) (凹痕を除く。)、 肉厚の五分 1 次に掲げる場合の外部検査は不合格とする。 1 ル ル を 以 不合格 不合格 合格 凹痕又は腐食のうち二以上が 不合格 不合格 合格 不合格 不合格 不合格 同じ場所にある場合 困難な場合 不合格 不合格 不合格

繊 維 強 化 プラスチッ ク の外部切り傷等については、 次の基準のいずれをも満たす場合に合格とす

る。

繊維強化プラスチック部分に切り傷等がないこと。ただし、切り傷等の深さが○・二五ミリメー

(1)

トル以下又は刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下である場

合は、 当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。

(p) 片口容器にあっては、 底部のプラグ部分及び周 囲 \mathcal{O} 樹 脂部に傷がないこと。 ただし、 傷がライナ

ーに達してい ない 、場合は、 当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。

前号において塗膜を除去した容器にあっては、 保護塗装を補修すること。

 \equiv 電弧傷、 溶接炎、 火災等により発生した傷を受けた容器は不合格とする。

四 ネックリングに異常がないものを合格とする。

(容器の漏えい試験)

第十八条 容器 0 漏 えい 試験 (以下この条において単に 「試験」という。) は、 次の各号に従って行うもの

とする。この場合、 試験は、 容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 試験に用いるガスは圧縮水素とする。

最高 充塡 圧力が三十五 ロメガパ スカ ル 以下 の容器にあっては、 試験 は容器に最高 充填圧· 力の 五. 分の三に

相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、 ガス検知器を使用する場合にあって

は、 容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、 ガス検知器を作動させた状態で十秒 間 以上検知 を

継 続することにより行い、 ガ ス 漏 えい 検 知液を使用する場合にあっては、 容器外面 にガス漏 えい 検 知 液

を塗布し、目視により行うものとする。

三

最

高

充塡

圧

力が三十

五

ーメガパ

ス

力

ル

を超える容器に

あ

っては、

試験

は

容器

に

最高

充塡

圧

力

0

五

分

の 三

に 相当する圧力以上最高 充塡 圧力以下 の圧力を一分間以上加えた後、 ガス検. 知器を使用 Ĺ 容器 外 面に

ガ ス 検知器 \mathcal{O} ガス吸引口を近接させ、 ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することに

より行うものとする。

(容器再検査における容器の規格)

第十 九 条 規 則 第十 七 条第 項第三号の告示で定め る基準 は、 次の各号に掲げるものとする。

刻印等において示され た製造年月から十五 年を経過 してい ないこと。

自 動 車 に装置されてい る容器にあっては、 次に掲げるものとする。

1 容器 に 貼付されてい る容器 証 票に 記載された車台番号は、 当該容器が現に装置されている車台番号

と同一であること。

口 容器は、 当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装

置されたことがないものであること。

三 自動車 に装置されてい な **(**) 容器にあっては、 自動車に装置されたことがないものであること。

(附属品再検査の方法)

第二十条 規則第十 -九条第 項の告示で定める附属品再検査の方法は、 次条及び第二十二条に定めるところ

による。

(附属品の外観検査)

第二十一条 附 属 品品 \mathcal{O} 外観 検査 は、 目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。 この場合、

検 査 は、 附 属 品 を容器に装置 たままの状態で行うことができるものとする。

(附属品の漏えい試験)

第二十二条 附 属品 \mathcal{O} 漏えい 試験 (以下この条において単に 「試験」という。) は、 次の各号に従って行う

Ł のとする。 この 場合、 試 験 は、 附 属 品を容器に装置し たままの状態で行うことができるものとする。

最高充塡圧力が三十五メガパスカ ル以下の容器に装置されてい る附属品にあっては、 試験は最 高 充塡

圧 力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡 圧力以下 の圧力を一分間以上加えた後、 ガス検知器を使用

する場合に あっ て は、 附 属 品品 外 面 に ガ ス 検 知 器 \mathcal{O} ガ ス 吸 引 П [を近] 接させ、 ガ ス 検知 器 を作 動 づさせ た 状 態

で 十 秒 間 以 上 検 知 を継 続 することに ょ Ŋ 行 \<u>'</u> ガ ス 漏 え 1 検 知 液 を 使 用 す る場 一合に あ 0 7 は 附 属 品品

外

面 に ガ ス 漏 え 1 検 知 液 を 塗 布 目 視 に ょ り 行う ŧ のとす

最 高 充塡 圧 力が三十 五. ーメガパ ス 力 ル を超える容器に装置され 7 **,** \ る附 属 品品 に あっ 7 は 試 験 は 最 高 充

塡 圧 カ の 五. 分の三に相当する圧 力以 Ĺ 最 高 充塡圧力以下の 圧力を一分間 以上加えた後、 ガ ス 検 知器 を 使

用 Ļ 附 属 品品 外 面 にガ ス 検 知器 \mathcal{O} ガ ス 吸引 П を近接させ、 ガ ス 検 知器を作動させた状態 で十 · 秒間 以 上 検

知を継続することにより行うものとする。

附 属 品 再 検 査 に お け る 附 属 品 \mathcal{O} 規 格

第二十三条 規 則第二十条第 項第三 号の 附 属 品品 の基 準 は、 次の 各号に掲げるものとする。

容器 に 装 置され て V) る 附 属 品 に あ 0 て は 当 該 附 属 品 が 装 置され た容器を装 置 L た自 動 車 12 貼 付 され

てい る車 載 容器 覧 証 票に記載され た容器 0 製造番号と異なる容器に装置されたことが ない Ł ので ある

こと。

容器に装置されていない附属品にあっては、 容器に装置されたことがないものであること。

検 査 設備 \mathcal{O} 基準)

第二十四条 規 則第二十四条第三号の告示で定め る検査設備の 基準 (容器を再検査する検査設備に係るもの

に 限 iる。) は、 次の 各号に定める Ł のとする。

容器の表面を清浄にするための設備は、 次に掲げるものとする。

1 高 圧空気により塵等を除去するための設備又は洗浄液噴霧装置

口 ワ イヤーブラシ、 スクレパ等のさび、 塗膜等を除去するため 0 設備

容器 \mathcal{O} 外 面 を照明は 検査するため \mathcal{O} 設備は、 十分な光力を有する燈火及び鏡若しくはファイバ ス コ

容器の傷、 腐食等の寸法を測定するための設備は、 スケール (日本工業規格 В 七五一六 (一九八七

金属製直尺の 級に適合するものに限 る。)、ノギス 日 本工業規格 В 七五〇七 (一九九三) ノギ

ス に適合するも \mathcal{O} に限る。)、デプスゲージ (日本工 一業規格 \mathbb{B} 七五. 八 $\widehat{}$ 九九三)デプスゲージに

適合する最 小読み取り目盛○・○二ミリメート ル以下の ものに限る。 及び拡大鏡とする。

兀 漏 えい 試験のための設備 は、 次に掲げるものとする。

1 最 高 充塡 圧力が三十五メガ パ ス 力 ル 以下 \mathcal{O} 容器 に . あ っては、 水素の濃度が○ ・ 一 パ ー セント以下ま

で検出 できるガ ス 検 知 器 又 は ガ ス 漏 え 1 検 知 液 及び 塗 布 \mathcal{O} た 8) \mathcal{O}

器具

下まで検出できるガ ス 検知器 口

最

高

充

塡

圧

力

が三十

五

メガ

パ

ス

力

ル

を超

える容器

に

あ

0

て

は、

水素

の濃度が〇・〇三パーセン

卜以

ノヽ 最高 充塡圧力の一 五. 倍以上三倍以下の最高目盛の ある圧力計であって、 日本工業規格 \square 七五〇

七一一 (二〇〇七) アネロ イド 型圧力計 第 部 . . ブ ル ドン管圧力計に適合してい るも \mathcal{O}

2 規則第二十四条第三号の告示で定め る 基 淮 **(**) 属 品 [を再: 検 査する検 *****查設備 に係るも のに限っ る。 は、 漏

え 1 試 験 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 設 備 に 0 1 て第 項第四 号 \bigcirc 例 による。

容器再検査 に合格 した容器の刻印 · 等)

第二十五条 規則第二十七条第二項 の告示に定める証票は、 様式第四に定める容器再検査合格証票とし、こ

れ を 燃料 充塡 近傍 ^ 貼付するも Oとする。

附 属 品 再 検 査 元合格 した附 [属品 \mathcal{O} 刻印 等

第二十六条 規則第二十八条第一項の告示に定める方式は、 前条による容器に係る証票を貼付する方式とす

る。

(品質管理の方法)

第二十七条 規則第三十四条第二項第二号の告示で定める基準は、 容器の型式ごとに、 協定規則第百三十四

号 9.3.1 及び 9.3.2.に定める組試験を行い、これに合格しなければならないものとする。

(登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第二十八条 規則第五十三条第一項の告示で定める方式は、 容器の厚肉 の部分の見やすい箇所に、 明 瞭 に、

か 消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

- 協定規則第百三十四号 4.4.に定める協定規則第百三十四号に適合している旨の記号
- 二 登録容器製造業者の名称
- 三 充塡すべき高圧ガスの種類(記号 CHG)
- 四 容器の製造番号
- 五 容器を製造した年月

六 充填可能期限年月

七 最 高 充 塡 圧 力 (記号 M F P 単位 メガパ スカル) 及 び

M

M

八 公 称 使 用 圧 力 (記 号 Ν W Ь́ 単位 メ ガ パ ス 力 ル 及 び

九 試験のサイクルの回数

2 前 項各号に 掲げ る事 項 \mathcal{O} ほ か、 登録容器製造業者は、 規則第六条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

を刻印することができる。

3 規則第五十三条第二項 の告示で定める方式は、 票紙 に第 項又は前二項に掲げ る事 ,項を明 瞭 に、 か つ、

消えない ように表示 した ŧ \mathcal{O} を、 フー プラップ層 \mathcal{O} 見やすい 箘 所 に巻き込む方式 又は ア ル ミニ ウ ム箔 に 前

項各号に掲 げ る事 項 を 明 瞭 に、 か つ、 消えないように打刻したもの を容器胴 部 \mathcal{O} 外面 に取 れ ない ように

貼付する方式とする。

(登録附属品製造業者が行う刻印等の方式)

第二十九条 規 則第 五. $\overline{+}$ 九 条 \mathcal{O} 告 示 で定め る方式 は、 附 属 品 \mathcal{O} 厚肉 \mathcal{O} 部分の見やすい箇所に、 明瞭 に、 か ^つ

、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

協定規則第百三十四号 4.4.に定める協定規則第百三十四号に適合している旨の記号

二 充塡すべき高圧ガスの種類(記号 CHG)

附則

三

最高充填

圧力

(記 号

M F P

単位

メガパスカル)

及 び M

(施行期日)

この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

様式第1 (第11条第1号関係)

	容器証票
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

備考 この証票の大きさは縦25ミリメートル、横90ミリメートル以上とすること。

様式第2 (第11条第2号関係)

車載容器一覧証票			
		容器の製造番号	
1			
2			
3			
4			
充力	真可能期限	年 月	
車	台 番 号		

- 1 この証票の大きさは縦50ミリメートル、横110ミリメートル以上とすること。2 容器番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成す 備考

 - 3 充塡可能期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの 期限を記載すること。

様式第3 (第11条第3号関係)

	車載容器総括証票		
充塡すべきガスの名称			
充 塡 可 能 期 限	年	月	
公称使用圧力(NWP)			
検 査 有 効 期 限	年	月	

- 備考 1 この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上と すること。
 - 2 充塡可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。
 - 3 検査有効期限については日本語で記載すること。

様式第4 (第25条関係)

	容器再検査合格証票	検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

- 備考 1 この証票の大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上と すること。
 - すること。 2 再検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いもの の期限を記載すること。